

Security Transparency Consortium
General Meeting Rules of Operation
セキュリティ・トランスペアレンシー・
コンソーシアム
総会運営規程

文書番号：STC-全規-00001-002

2023年 9月 21日

Ver1.0

Security Transparency Consortium

改版履歴

| 日付 | 版数 | 履歴 |
|------------|-----|------|
| 2023/09/21 | 1.0 | 初版発行 |
| | | |

セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム
総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」における総会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 総会

(構成)

第2条 総会は、会長、副会長、オブザーバ及び会員により構成される。

2 議長は会長が務める。

3 会長、副会長の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、オブザーバを出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 事務局員は、総会の運営サポート（進行、議事録作成等）のため、総会に出席するものとする。

(開催)

第3条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、年1回程度開催する他、会長が必要と認めた時に開催することとし、必要に応じて、書面、電子メール又はネット会議による開催とすることができる。

3 総会は、総議決権の過半数を有する者の出席（代理出席、委任状を含む）をもって成立する。

(議決権)

第4条 総会において法人会員は、法人単位で1票の議決権を有し、個人会員は各々1票の議決権を有する。オブザーバの議決権はコンソーシアム規程第5条3項を参照のこと。

(決議の方法)

第5条 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む）の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第3章 総会の権限

(審議・決定の項目)

第6条 総会は、コンソーシアムの活動及び運営の基本的事項に関する内容を審議し、決定する。

2 審議及び決定の具体的項目は以下とする

- (i) 当該年度の活動方針及び運営方針
- (ii) 前年度のコンソーシアム活動目的に対する主な成果
- (iii) 新会長の承認
- (iv) 運営体制（運営委員）の紹介
- (v) コンソーシアム規程の改正決議
- (vi) その他、コンソーシアムの活動及び運営の基本的事項

(議事録)

第7条 総会は、開催のつど議事録を作成し、保管し管理する。

2 議事録は、コンソーシアム外に公開せず、会長、副会長、オブザーバ、会員及び事務局員にて参照可とする。

第4章 附則

(施行)

第8条 本規程は、コンソーシアムの設立日である2023年9月21日より施行する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。